

第一回國会

労働委員会議録第二十二号

昭和二十二年十一月十四日(金曜日)
午後零時九分開議

出席委員
委員長 加藤 勘十君

理事山下 榮二君 理事川崎 秀二君

理事原 宿君 理事三浦寅之助君

理事相馬 助治君 島上善五郎君

菊川 忠雄君 前田 稔男君

田中 道子君 尾崎 未吉君

古島 義英君 伊藤 郷一君

山崎 春江君 栗山 長次郎君

石田 博英君 綱島 正興君

出席政府委員
労働事務官 上山 顯君

委員外の出席者
専門調査員 濱口金一郎君

十一月十三日委員小澤重喜君辭任に
勤務地手當支給の請願(大石ヨシエ
君紹介)(第一〇三七號)

日本教職組合北信地區に越冬手當
即時支給並びに防寒衣類特配の請願
(神山栄一君外九名紹介)(第一〇八
二號)

十月三十一日
京都府綾瀬郡内における公務に
勤務地手當支給の請願(大石ヨシエ
君紹介)(第一〇三七號)

の審査を本委員會に付託された。

十一月十日
個人の使用者等に関する陳情書(千
葉縣野田町高木虎尾)(第五五五號)

税務官吏待遇改善等に關する陳情書
(福岡市昭和町西村造外十四名)(第
五六七號)

財務官吏の待遇改善等に關する陳情
書(福岡縣朝倉郡全國財務労働組合
甘木支部二宮樂具外五十名)(第五八
五號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

失業手當法案(内閣提出)(第五二號)
失業保険法案(内閣提出)(第五三號)

○加藤委員長 ただいまより會議を開
きます。

失業手當法案及び失業保険法案を一括
これより本委員會に付託されました。

失業手當法案及び失業保険法案を一括
議題として討論に付したいと存じま
す。前田種男君。

○前田(種)委員 前回に懇談會を開き
まして、修正事項が各派共同において
假決議になつておりましたものを、本
日成案ができましたので、一應朗讀い
たしまして御承認願いたいと思いま
す。印刷物が昨晩徹夜して刷られた關係
係上、非常に見にくいでござります
が、文字等は本文によつて適當に委員
長において正確に記録していただきた
いと考えます。

失業保険法案の一部を次のように
修正するという失業保険法の改正の
點から朗讀いたします。

(賃金)
賃金の項におきまして、

失業保険金の額は、第一項及び第
二項の規定によつて算定した賃金の
額が、四十圓以上八十圓未滿の賃金
等級に屬する場合には、その賃金の
額の百分の六十に相當する額、その
他の場合は、この限りでない。

前項但書の賃金中通貨以外のもの
で支拂われるものの評價に關し
必要な事項は、命令で、これを定
めること。

第五條 保険料及び失業保険金の額
は、被保險者の賃金に基いて、こ
れを算定する。

(被保險者期間の計算)

第十四條 被保險者であつた期間
は、月を以て計算し、各月におい
て労働した日數(賃金が、月、週
その他一定の期間によつて定めら
れた場合においては、賃金支拂の
基礎となつた日數。以下同じ。)
が十一日以上であるときは、その
月は、これを一月として計算し、
その日數が十一日未満のときは、
その月は、被保險者期間に算入し
ない。

失業保険金は、前項の規定にかか
わらず、左の各號の一によつて計
算した額が左の各號の一によつ
て計算した額に満たないときは、
前項の額は、前項の規定にかか
わらず、左の各號の一によつて計
算した額によつて算定する。

一 賃金が、労働した日若しくは
時間によつて算定され、又は出
來高拂制その他の請負制によ
つて定められた場合においては、
前項の期間に支拂われた賃金の
總額をその期間中に労働した日
數で除した金額の百分の七十
二 賃金の一部が、月、週その他
一定の期間によつて定められた
場合においては、その部分の總
額をその期間の總日數で除した
金額と前號の金額との合算額
失業保険金は、労働大臣の定める

失業保険金の額は、第一項及び第
二項の規定によつて算定した賃金の
額が、四十圓以上八十圓未滿の賃金
等級に屬する場合には、その賃金の
額の百分の六十に相當する額、その
他の場合は、この限りでない。
前項の規定によつて失業保険金額
表が改正され、その效力が生じた後
においては、失業保険金は、第三項
及第第四項の規定にかかわらず、改正
された當該失業保険金額表によつて

失業保険金の額は、第一項及び第
二項の規定によつて算定した賃金の
額が、四十圓以上八十圓未滿の賃金
等級に屬する場合には、その賃金の
額の百分の六十に相當する額、その
他の場合は、この限りでない。
前項の規定によつて失業保険金額
表が改正され、その效力が生じた後
においては、失業保険金は、第三項
及第第四項の規定にかかわらず、改正
された當該失業保険金額表によつて

支給されるものとする。

受給資格者は、第十六條の規定によつて、公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中自己の労働によって收入を得るに至つた場合において、その收入の額が失業保険金算定の基礎となつた貨金の百分の八十に相當する額を基準とする金額に達しないときは失業保険金の支給を受けることができる。この場合における失業保険金算定の方法は、政令でこれを定める。

受給資格者が、健康保険法第五十

五條の規定によつて傷病手當金の支給を受ける場合においては、失業保険金は、その者に支給すべき失業保険金の額からその支給を受けるべき傷病手當金の額を控除した残りの額を支給する。

(待期)

第十九條 失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職最初に求職の申込をした日以後において、失業の日数が通算して七日に満たない間は、これを支給しない。但し、失業保険金の支給を受けることができる者が前條に規定する一年の期間において再び就職した後離職した場合は、この限りでない。

第二十一條 第三號中「報酬」を「賃金」に改め、同條第四號を第五號と改め、同號の前に次の二項を加える。

四 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生していき事業所に受給資格者を紹介したとき。

同條に次の二項を加える。

(保険料額及び保険料の負擔)

第三十一條 保険料額は、各月につ

ついて、前項各號の一に該當するかしないかを認定しようとするとき

は、労働大臣が失業保険委員會の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。

第二十二條に次の二項を加える。

公共職業安定所は、被保險者の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員會の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。

被保險者が前項に規定する事由によるかは、労働大臣が失業保険委員會の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。

(支給方法及び支給期日)

第二十四條 失業保険金は、公共職業安定所において、一週間に一回、その日以前の七日分(失業の認定を受けなかつた日分を除く)を支給する。但し、労働大臣は、必要であると認めるときは、失業保険委員會の意見を聞いて、失業保険金の支給について別段の定めをすることができる。

公共職業安定所は、各受給資格者について、失業保険金を支給するべき日を定め、これをその者に知らせなければならない。

第二十七條第一項中「命令の定めるところによつて、」を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に改めて同條第一項の次に、次の二項を加える。

前項の費用の支給に關し必要な事項は、労働大臣が失業保険委員會の意見を聞いて、これを定める。

四 職業安定法第二十條の規定に改め、同條第四號を第五號と改め、第三十條を第三十一條に改め、第三十一條を第三十條に改める。

(保険料額及び保険料の負擔)

第三十一條 保険料額は、各月につ

き、被保險者に支拂われた貨金の額に保険料率を乗じて得た金額を基準として労働大臣の定めた保険料額表に示す貨金等級別の定額とする。但し、保険料算定の基礎となる貨金の最高額は、一月につ

き、五千百圓を超えてはならない。

第十七條第五項及び第六項の規定は、前項の最高額の變更について、これを適用する。

被保險者及び被保險者雇用する事業主は、各々同額の保険料を負担する。

(保険料からの保険料控除)

第三十三條 事業主は、前條の規定により納付する被保險者の負擔する保険料をその者に支拂う貨金から控除することができる。この場合、事業主は、保険料控除に関する計算書を作製し、その控除額を被保險者に知らせなければならない。

第三十四條 保険料は、毎月、これを納付しなければならない。

第三十九條 失業保険に關する重要な事項を審議させるため、失業保険委員會を置く。

第三十九條 失業保険に關する重要な事項を審議させるため、失業保険委員會は、失業保険事業の運営に關する重要な事項については、豫め失業保険委員會の意見を聞いて、これを決定しなければならない。

(報告等の義務)

第四十九條 行政廳は、命令の定めるところによつて、被保險者を雇用する事業主に、被保險者の異動、賃金その他失業保険事業の運營に關して必要な報告又は文書を提出させることができる。

離職した被保險者は命令の定めるところによつて、從前の事業主に對し失業保険金の支給を受けるために必要な證明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる證明書を交付しなければならない。

(質問及び検査)

失業保険委員會は、労働大臣に對するその職能を完うするため、

第五十一条第一項を次のように改め

二項中「前項」を「第一項」に改めて同

二項第一項の次に、次の二項を加える。

前項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

必要に應じ、失業保険事業の運営に關し、關係行政官廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

失業保険委員會は、被保險者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同數を委嘱した者でこれを組織する。

前各項に定めるもの外、失業保険委員會の事務に關する事項は、政令で、これを定める。

第四十一條の標題を「失業保険審査官」に改め、同條第一項の前に次の二項を加える。

第三十二條に規定に違反して被保險者の貨金から控除した保険料を、その納付期日に納付し

第四十六條中「に關し必要な事項」を「の事務に關する事項」に改め

これを任命する。失業保険審査官の職務は、この法律の定めるところによるものとする。

失業保険審査官は、労働大臣がこれを任命する。

被保險者の貨金から控除した保険料を、その納付期日に納付し

第四十九條 行政廳は、命令の定めるところによつて、被保險者を雇用する事業主に、被保險者の異動、賃金その他失業保険事業の運営に關して必要な報告又は文書を提出させることができる。

離職した被保險者は命令の定めるところによつて、從前の事業主に對し失業保険金の支給を受けるため

に必要な證明書の交付を請求するこ

とができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる證明書を交付しなければならない。

(質問及び検査)

失業保険委員會は、労働大臣に對するその職能を完うするため、

第五十一條第一項を次のように改め

二項中「前項」を「第一項」に改めて同

二項第一項の次に、次の二項を加える。

前項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

二項第一項の次に、次の二項を加える。

行政廳は、必要があると認める場合においては、當該官吏に、被保險者又は受給資格者を雇用し、又被用した事業所に立入つて、被保險者又は受給資格者の雇用關係及び貨金について、關係者に對し質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

第五十三條本文中「事業主」の次に「故なく」を加え、「これを」の次に「六箇月以下の懲役又は」を加え、第一號の次に次の二號を加え、第二號を第三號とし以下順次繰下げる。

二 第三十二條に規定に違反して被保險者の貨金から控除した保険料を、その納付期日に納付しなかつた場合は、被保險者の貨金から控除した保険料を、その納付期日に納付し

二 第三十二條に規定に違反して被保險者の貨金から控除した保険料を、その納付期日に納付し

は」を加える。

附則中「十月一日」を「十一月一日」に、「施行」を「適用」に改め、次の二項を加える。

第六條に規定する期間は、昭和二十二年十一月一日以後この法律公布の日前に離職した者については、この法律公布の日からこれを起算するものとする。

○加藤委員長 ただいま朗讀されましたが修正案に關して、最後の御意見があれば述べていただきたい。

○前田(種)委員

このプリントにありますただいま讀上げましたところの修

正意見並びに修正されていない部分は、政府原案をそのまま可決されるよ

うにお願い申し上げます。さらに特に本法の施行にあたりましては、委員長報告の中におきましても、本法は労働者保護の立場に立つた立法でありますから、これの運営にあたりましては、労働省は下部組織に對しましても、ぜひ十分りつばな運営ができるよう、萬全の対策を立ててもらうよう特に希望して本案に賛成する者でござります。

○加藤委員長 これで討論は終結いたしました。これを採決いたないと存じます。まず失業手當法案について採決いたします。前田種男君より提案せられました各派共同一致の修正案に、御賛成の諸君の起立を願います。

〔總員起立〕
○加藤委員長 起立總員、よつて本修正案は決定いたしました。
次に本修正部分を除きたる部分を原案通り可決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔参照〕
午後零時二十三分散會
○加藤委員長 御異議なればさよう決定いたします。これまでこの法案は兩案とも決定したわけであります。本日はこれをもつて散會いたします。

失業手當法(内閣提出第五十二號)
失業保険法(内閣提出第五十三號)に
關する報告書
〔都合により最終號附錄に掲載〕

○加藤委員長 御異議なしと認めました。正案は決定いたしました。
次に本修正部分を除きたる部分を原案通り可決するに御異議ございませんか。

〔總員起立〕
○加藤委員長 起立總員、よつて本修正案は決定いたしました。

○加藤委員長 御異議なしと認めまして、修正案を除きたる部分は原案通り可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
この際お詫びいたしますが、たゞ一
度修正議決いたしました兩案に對する
修正案の條項整理、並びに衆議院規則
第八十六條によ、報告書の作成につい
ては、委員長に一任していただきたい
と存じますが、御異議ございませんか。

○加藤委員長 御異議なればさよう
決定いたします。これまでこの法案は兩
案とも決定したわけであります。本日は
これをもつて散會いたします。